

# 「サービス提供体制強化加算」等を 算定事業所に、加算率を手厚く設定

## 第166回社会保障審議会介護給付費分科会開催

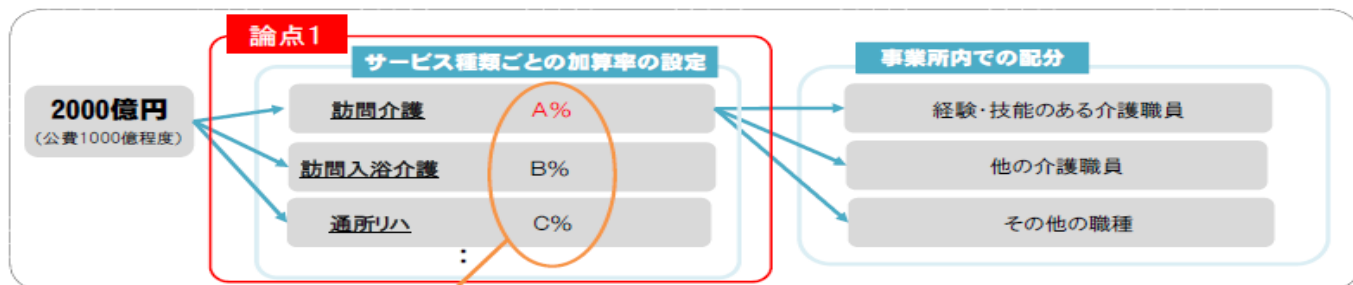
2018年12月12日（水）14:00～16:00

12月12日の介護給付費分科会は、処遇改善加算への厚生労働省からの提案に対して、委員から概ね賛成の意見が出されました。

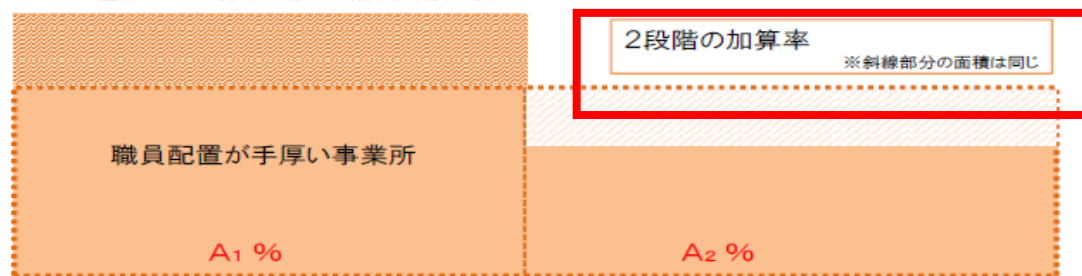
- ・勤続10年以上の介護福祉士が多く配置されているサービスで、加算率を高く設定
- ・「サービス提供体制強化加算」「特定事業所加算」「日常生活継続支援加算」等を算定する事業所・施設では、加算率を手厚く設定

1. 更なる処遇改善加算はサービス種類ごとに差を設ける
2. 「サービス提供体制強化加算」「特定事業所加算」「日常生活継続支援加算」等を算定する事業所・施設では、加算率を手厚く設定する
3. 「新加算」を取得するための要件
  - (1) 現行の【介護職員処遇改善加算】(I)～(III)を取得している
  - (2) 【介護職員処遇改善加算】の職場環境等要件に関し、「複数」の取り組みを行っている
  - (3) 【介護職員処遇改善加算】の取り組みを、HP掲載などを通じて見える化している

### 更なる処遇改善のイメージ①



#### サービス種類内の加算率の設定(訪問介護の例)



- ◎対象：勤続年数10年以上の介護福祉士 「勤続10年」の考え方は事業所の裁量で設定可能
- ◎【経験・技能のある介護職員】：【その他の介護職員】：【その他の職位】が 2：1：0.5などの範囲内であれば、個々のスタッフの処遇改善をどの程度にするかについては、各事業所の広い裁量が認められる見込み

詳細は、厚生労働省HPへ [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00011.html)